

高第 8 4 3 号
令和 6 年 1 月 1 2 日

介護員養成研修指定事業者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修の臨時的な取扱いについて（通知）

標記のことについて、本県では令和 2 年 6 月 8 日付け高第 2 3 5 号により、新型コロナウイルス感染症の影響下で、全ての課程において通信形式での実施も可能とする臨時的な取扱いを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更や、現在の感染状況を踏まえ、令和 6 年 4 月以降に実施する介護員養成研修について臨時的な取扱いを行わないこととしますので、お知らせします。

なお、令和 5 年度中にすでに臨時的な取扱いを行うこととして指定を受けている研修については、引き続き、臨時的な取扱いが適用されますことを申し添えます。

健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣本	担当	川上
TEL	058-272-8298（直通）		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		